

<随意契約により契約先を選定する場合>

競争原理が働くような選定手続きが著しく困難又は不適當である場合は、事前に財団の承諾が必要となります。

随意契約協議書には選定理由を記載し、提出してください。

近所だからとか、付き合いが長いからなどの理由は承諾することができません。

選定する理由を補完する根拠資料があれば、その写しを添付してください。

(例：随意契約の手続きが可能である旨を記載した規程の抜粋、随意契約を実施することが内部決裁された文書の写しなど)

随意契約の実施については、以下のようなケースが想定されます。

変圧器の仕様上、特定メーカーまたは特定型式を指定する必要があり、かつ、
①販売ルートがメーカー直販の単一ルートの場合、②販売ルートが単一の代理店ルートの場合など

<随意契約協議書の申請日・財団の承諾日>

随意契約協議書の申請日及び財団承諾日は、以下となります。契約日（発注日）は、財団承諾日以降であることが必要です。

- ① 協議書申請日：原則は交付申請日、やむを得ない場合は交付決定通知日以前
- ② 財団承諾日：原則は交付決定通知日